

暴風警報発令時等における授業の取扱いについて

台風の接近に伴い「**暴風警報**」発令の際は、授業について次の通り取扱いを行います。

- ・ **午前7時の時点**で、「日進市・名古屋市及びその隣接する市町村、もしくは学生の居住する市町村」に「**暴風警報**」が発令されている場合は、午前中の授業はすべて休講とします。
なお、午前11時まで**に警報が解除されない場合は、午後の授業も休講となり、午前11時まで**に解除された場合は**午後の授業は実施**します。
- ・ **午前7時以降、1時限目が始まる9時40分までに**、上記の地域で「**暴風警報**」が発令された場合も、午前中の授業はすべて休講とします。
なお、午前11時まで**に警報又は指示が解除されない場合は、午後の授業も休講となり、午前11時まで**に解除された場合は**午後の授業は実施**します。
- ・ **1時限目の授業中に**、上記の地域で「**暴風警報**」が発令された場合は、1時限の授業は通常に実施し、2時限目以降の授業は休講とします。

なお、学生の居住する市町村のみ暴風警報又は「避難指示」が発令されている場合は、当該の学生のみ申し出により公欠扱いとし、授業は通常に実施します。このような場合は、1週間以内に教務課で公欠の手続きをして下さい。

休講となった授業においては、補講が実施される場合がありますので、必ずポータル情報システムにてご確認下さい。

今回は台風の影響で、局地的に雨が猛烈に降る場合があります。通学に支障があると判断される場合も「公欠」の対象となりますので、くれぐれも自分の安全を第一に行動して下さい。